

第3節 自然とのふれあいの推進と適正な利用

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による119名の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

平成20年10月22日に県委嘱及び国委嘱の自然公園指導員を対象として、環境省と合同で研修会を実施した。

2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、以下の事業を実施した。

(1)自然公園美化活動

「環境月間」中（6月1日～30日）の各種行事の一環として、くじゅう山開き（6月第1日曜日）に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布するなどして自然公園内の美化を呼びかけた。

8月第1日曜日を自然公園クリーンデーとして、自然公園内の美化に関する普及啓発活動に努めた。

(2)案内板の設置

自然公園と自然環境保全地域の周知と利用促進を目的として、区域等を示した案内板を設置している。平成20年度は、小城山自然環境保全地域に設置した。

第4節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の実施地区は、平成20年度末で57地区、面積2,946ha、実施済51地区、面積2,742.5ha、実施中6地区、面積203.5haである。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を進めている。

(3) 共生のまち整備事業

高齢者、障がいのある方、児童などすべての県民が、自立していきいきと生活し、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管理する既存の公共施設のバリア

フリー化を進めている。具体的には、①バス停留所の嵩上げなど歩道の段差等の改良、②県有施設（建物、公園等）での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

2 都市公園の整備

(1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表4-1aのとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に事業を進めている。

平成20年度の事業概要(補助事業)は表4-1bのとおりである。

(3) 「おおいたおすすめ和み空間」の選定

「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、平成17年度特別枠予算で「おおいたおすすめ和み空間保全事業」を実施した。

大分県は、美しい海や川、美味しい空気や水、緑豊かな山々と自然環境に大変恵まれている。しかし、過疎化の進行や核家族化など生活形態の変化に伴い、県民が自然環境にふれあう機会も少なくなり、県民の環境保全意識が希薄となることが懸念される。

そこで、地域住民が子供の頃から身近に親

しみ馴染んできた心和む自然環境で、次の世代へと守り継ぐべき共有の財産として環境保全グループによって保全されている空間を「おおいたおすすめ和み空間」として募集し、合併前の旧58市町村からそれぞれ一か所以上、計87カ所を選定した。(資料編 表自然6)

87カ所の「おおいたおすすめ和み空間」には、春や秋の遠足、夏休みの体験学習などに適したところが多数あり、大分県庁のホームページなどで自然環境の素晴らしさ、環境保全グループの活動状況などを広く県民に紹介することにより、環境保全意識が一層高まるとともに、「おおいたおすすめ和み空間」を通じた合併後の周辺部と中心部、さらに、都市部との交流が促進され、地域の活性化に繋がることが期待されている。

表4-1b 平成20年度の事業概要（補助事業）

都 市 名	事業主体	箇 所 数	箇 所 名
白 杵 市	市	1	白杵市総合公園
杵 築 市	市	1	杵築市総合公園
玖 珠 町	町	1	玖珠町総合運動公園
計（2市1町）		3箇所	

表4-1a 大分県の都市公園現況

公園種別 都市名	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園				風致公園	
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市			
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大分市	498	101.82	21	39.66	4	20.47	7	67.48	3	29.04	2	167.75	0	0	3	7.01
別府市	119	10.30	7	8.26	1	6.38	2	38.14	1	12.41	0	0.00	0	0	1	5.79
中津市	13	3.40	4	5.79	0	0.00	1	6.40	1	24.08	0	0.00	0	0	0	0.00
日田市	21	4.39	2	2.78	3	10.42	2	23.77	0	0.00	0	0.00	0	0	3	3.93
佐伯市	16	4.21	1	1.00	0	0.00	1	6.72	1	26.12	0	0.00	0	0	0	0.00
臼杵市	2	0.28	0	0.00	0	0.00	3	19.55	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
津久見市	21	3.07	2	2.00	2	9.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
竹田市	1	0.39	3	4.90	0	0.00	0	0.00	1	12.02	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後高田市	6	1.47	1	2.10	1	8.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
杵築市	14	1.25	1	2.50	0	0.00	1	8.30	0	0.00	0	0.00	0	0	1	5.17
宇佐市	7	2.02	1	1.14	2	12.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後大野市	4	1.36	0	0.00	0	0.00	1	10.46	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
由布市	8	1.35	0	0.00	1	5.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
国東市	3	0.98	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
日出町	9	2.28	1	1.00	2	6.60	1	10.91	0	0.00	1	31.40	0	0	0	0.00
玖珠町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	4.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
都市公園計	742	138.57	44	71.13	16	79.65	20	195.73	7	103.67	3	199.15	0	0	8	21.90
特定地区公園（カントリーパーク）																
日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.83										
竹田市(直入町)					1	6.20										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
由布市(庄内町)					1	9.88										
国東市(国見町)					1	7.60										
小計（カントリーパーク）					7	66.31										
大分県計	742	138.57	44	71.13	23	145.96	20	195.73	7	103.67	3	199.15	0	0	8	21.90

面積単位：ha 1人当面積：㎡ [各小数点以下2桁表示]
(平成21年3月31日現在)

特 殊 公 園						緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口 (千人)	1人当面積 (㎡)
動植物園		歴史公園		墓園		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
1	8.58	2	0.68	0	0.00	4	110.20	131	113.73	1	1.13	13	17.07	690	684.62	456	15.01
0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.94	0	0.00	0	0	2	1.66	134	83.88	121	6.93
0	0.00	2	1.06	0	0.00	0	0.00	1	1.15	0	0	0	0.00	22	41.88	69	6.07
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	31	45.29	53	8.55
0	0.00	1	44.36	0	0.00	0	0.00	13	1.69	0	0	2	2.76	35	86.86	41	21.19
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	19.83	30	6.61
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	25	14.23	18	7.91
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	17.31	8	21.64
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	8	11.97	15	7.98
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	17	17.22	22	7.83
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	10	15.49	46	3.37
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	11.82	14	8.44
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	9	7.24	24	3.02
0	0.00	1	4.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	4	5.29	5	10.58
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	14	52.19	28	18.60
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	1	4.00	11	3.60
1	8.58	6	50.41	0	0.00	5	111.14	145	116.57	1	1.13	17	21.49	1015	1119.12	961	11.65
														1	6.70	6	11.17
														1	4.83	8	6.04
														1	6.20	3	20.67
														1	13.00	5	26.00
														1	18.10	6	30.17
														1	9.88	9	10.98
														1	7.60	5	15.20
														7	66.31	42	15.79
1	8.58	6	50.41	0	0.00	5	111.14	145	116.57	1	1.13	17	21.49	1022	1185.43	1003	11.82

第2項 美しい景観の形成

1 都市景観の創出

都市機能の拡散により、都市活動が広範囲に広がり、自然地や農地の宅地化などにより、本県が有する豊かな自然環境や田園景観が脅かされつつある。近年では、景観法や歴史まちづくり法が施行され、豊かな自然的景観や歴史的なまちなみなど大分固有の都市景観の創出を図る。

第3項 身近な緑の保全と創造

1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いでいかなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（現行：第4次計画（平成15年度～24年度））を策定し、みどりの保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹林、樹木の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内で特別保護樹林は21カ所、特別保護樹木は62本であり、表4-3aのとおりである。

イ 緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ緑化基準による計画的な緑化を指導している。またそれ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は表4-3bのとおりである。

(2) 緑地の造成

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア 環境緑化推進運動

3月と10月の強化月間やみどりの日（5月4日）、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

イ 緑化教育の推進

みどりの少年団活動の支援や学校林を活用した森林体験活動、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

(4) 緑化推進体制の整備

（財）大分県森林整備センター及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

第4項 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間整備への期待が高まってきている。このため、身近にふれあえる水辺を確保し、やすらぎを感じるうるおいのある水辺空間の創造を目的として、以下のような事業を展開している。

(1) 河川再生事業

大分市の中心地を流れる裏川において、市民公園や文化施設等の周辺環境と調和を図り景観に配慮した護岸や、利用面を考えた階段や散策路等、憩いの空間として利用できる河川として再生する事業を行っている。

(2) 海岸環境整備事業

快適な海岸利用の空間をつくるため、国東市の安岐海岸で海岸環境の整備を行っている。

2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸や遊歩道等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において行っている。

3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォーターフロントを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を大分港、別府港、臼杵港において行っている。

4 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このため、事業を実施する市町村では「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合を図ることが求められている。平成19年度までに、18市町村中17市町村において本マスタープランを作成している。

なお、農村地域における環境の実態を把握するため、平成13年度から「田んぼの生きもの調査（水田周辺地域の生物調査）」を実施している。平成19年度までに、県内全振興局において、7～8月に水田周辺地域の用排水路に生息する魚類、蛙の生息状況を調査し、オイカワ、アブラハヤ、ドンコ、アマガエル等の多様な水生生物が確認されている。

また、農村の生活環境を整備し農村在住者の福祉の向上を図るため、ほ場整備、農道、農業用水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・水路・農村公園、コミュニティ施設などの生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を

表4-3a 特別保護樹林・保護樹木の指定状況

(1) 特別保護樹林

(平成20年10月1日現在)

名称	所在	所有	樹林の状況（主樹種）	指定年月日
熊野権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ、ウヅロ、カシ、ケヤキ、モチノキ	S49.3.15
朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、ハケチノキ	S49.3.15
観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤保雄	コジイ	S49.3.15
火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ、イチガシ	S49.3.15
柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.3.15
小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチヨウ、モミ	S49.3.15
春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.3.15
西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチガシ、カクマノキ	S49.3.15
日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.3.15
鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス、イチヨウ、マキ	S51.3.9
若宮八幡の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡宮	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9
健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50.1.7
キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチヨウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.3.15
宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町大字宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
真玉八幡神社林	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチガシ	H17.12.9
計	21カ所			

(2) 特別保護樹林

(平成21年10月1日現在)

樹木名	所在地	所有者	胸高又は根元周囲(cm)	樹高 (m)	樹齢	指定年月日
クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	760	23	500	S49.3.15
フェニックス	豊後高田市呉崎	豊後高田市	200	12	63	S50.1.7
イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	400	20	600	S50.1.7
カキ	豊後高田市黒土	富山寿満	170	16	230	S50.1.7
イチイガシ	国東市国見町赤根一円坊	赤根社	290	22	300	S51.3.9
ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	565	30	1,000	S49.3.15
クスノキ	国東市武蔵町三井寺	椿八幡神社	790	22	950	S49.3.15
イチヨウ	別府市大字内成	大野秀永	560	30	1,000	S49.3.15
シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10	80	S49.3.15
ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波利一	182	10	200	S49.3.15
クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1,080	40	1,000	S49.3.15
イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	750	22	1,380	S49.3.15
イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11	400	S49.3.15
ホルトノキ	大分市大字八幡	柞原八幡宮	480	25	450	S49.3.15
カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川幸人	根元 350	13	200	S53.3.22
タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	500	25	350	S61.4.11
クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20	600	H元.10.3
トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	641	36	1,200	S49.3.15
ムクノキ	由布市挾間町鬼塚同尻	馬見塚義人	570	24	300	S50.1.7
クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25	600	S50.1.7
アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	360	12	500	S49.3.15
ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9	400	S49.3.15
タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20	350	H14.1.8
クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18	560	S49.3.15
ビヤクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11	1,000	S49.3.15
ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬精市	根元 103	3	180	S51.3.9
サザンカ	佐伯市弥生大字井崎	西運寺	175	14	380	S61.4.11
ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	204	16	390	S61.4.11
イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	600	30	600	S50.1.7
ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	680	15	1,000	H14.1.8
ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原 高節	185	8	400	S50.1.7
ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	370	15	400	S51.3.9
イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野富士正	1,200	20	1,000	S49.3.15
ムクノキ	竹田市大字会々々	竹田市	470	30	350	S51.3.9
イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社	920	35	300	S49.3.15
ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂 アヤメ	210	11	300	S51.3.9
イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	480	25	250	S53.3.22
カヤ	九重町大字菅原	佐藤良作	根元 630	20	1,200	S49.3.15
イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾嘉人	1,100	23	900	S49.3.15
マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	185	5	500	S49.3.15
カイドウ	日田市大字鶴河内	梶原英司	130	6.6	200	S50.1.7
クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	440	28	1,060	S50.1.7
イチヨウ	日田市天瀬町馬原	穴井登士太	530	36	1,000	S49.3.15
ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤光雄	1,000	20	不明	H元.10.3
イチヨウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31	250	S49.3.15
クス	中津市大字大貞	薦神社	1,340	36.5	1,000	S49.3.15
スギ	中津市本耶馬溪町	羅漢寺	610	40	380	S50.1.7
シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	260	10	350	H10.3.20
スギ	中津市山国町	諏訪神社	739	58	500	S50.1.7
イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17	400	S50.1.7
クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	340	15	350	S51.3.9
ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元 600	5	554	S53.3.22
イチヨウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	1,120	34	1,600	S49.3.15
スギ(右)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	590	31	400	H14.1.8
スギ(左)	〃	〃	660	32	〃	〃
ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬秋吉	203	9.5	350	H15.2.18
クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	280	11.5	300	H15.4.25
オンツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部芳子	根元 150	7	200	H15.7.29
オンツツジ(南)	〃	田部 勇	根元 122	7	〃	〃
ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社	427	7.5	300	H18.3.14
ケンボナシ	国東市国見町赤根	古幡社	208	22.5	200	〃
スタジイ	宇佐市大字西大堀	熊野神社	580	27	500	H20.4.8
計	62本					

表4-3b 県緑化地域の指定状況

(平成21年10月1日現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	1 3 0 ha	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49.3.15
	野田地域	1 5 0	別府市の亀川地区背後の貴船城を中心とした丘陵山地の地域	S49.3.15
	海岸地域	3 3 0	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾ぞいの地域	S49.3.15
	計	6 1 0		
佐伯地域	佐伯中部地域	6 2 0	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62.4.7
合計	4 地域	1, 2 3 0		

以下のとおり実施している。

- ①農村振興総合整備事業 5地区 (H 9～)
- ②中山間地域総合整備事業 16地区 (H11～)
- ③里地棚田保全整備事業 2地区 (H18～)
- ④農地環境整備事業 1地区 (H15～)

さらに、平成19年度から、農業の振興にとって最も基礎的な資源である農地や農業用施設、農道等の適切な管理と農村環境を保全するため、農家以外の地域住民を含めた活動組織が地域ぐるみで行う共同活動と、活動組織内の農業者が地域で連携して行う、環境負荷を低減するために化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らした営農活動に対して支援する農地・水・環境保全向上対策事業を実施している。

第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足により耕作放棄地の増加や、それに伴う、水源涵養、洪水の防止や生態系の保全などの多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。

本制度は、平成17年度から第2期対策（平成17～21年度）を実施中で、佐伯市大越地区では、棚田を守る協議会を設立し、農作業体験を通じた児童との交流会の開催、別府市天間地区では、集落全体の農地を柵で囲み猪や鹿による農作物への被害防止や、菜の花などの景観作物の作付けやこれらの景観を生かした都市住民との交流活動に取り組むなど、県下各地で農業生産を維持しながら、多面的機能を確保する活動が積極的に進められている。

第6項 歴史的・文化的遺産の保全と活用

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・埋蔵文化財・文化的景観の7種類に分けられる。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。史跡については、平成21年2月、大分市の「横尾貝塚」が本県で初めて縄文時代の史跡として、国の指定を受けた。記念物についての指定状況は、表4-6aに示すとおりである。また、県下における国指定及び県指定の文化財件数は、表4-6bに示すとおりである。

(2) 平成20年度に実施した記念物に対する文化財保護対策

平成20年度の記念物に関する保護事業は、調査・指定・保存修理・環境整備・土地公有化があり、自然環境保全施策と密接な連携を図りながら実施した。

ア 調査

特別天然記念物カモシカの通常調査（大分県；生息状況・生息環境・食害状況等の概況調査）、天然記念物（地質鉱物自然現象）の緊急調査及び名勝耶馬溪の保存管理計画策定調査を実施した。また、日田市における県道宝珠山日田線の改良工事に伴い、今から約9万年前の阿蘇山の噴火による火砕流等によって埋没した樹木群の調査を実施した。

表4-6a 記念物の指定状況

(平成21年4月1日現在)

(史 跡)

分 類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	18	38
城跡など	3	5
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	32
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び碑	2	11
旧宅など	3	1
計	38	97

(名 勝)

分 類	国指定	県指定
公園・庭園		4
峡谷・瀑布・溪流		2
山岳・丘陵	1	2
計	1	8

(天然記念物)

分 類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	5	6
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	7	5
計	21	77

表4-6b 国・県指定文化財件数（選定を含む）

(平成21年4月1日現在)

国 指 定		県 指 定		合 計
重要文化財（国宝4含む）	78	有形文化財	455	533
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	48	54
史跡（特別史跡1含む）	38	史跡	97	135
名勝	1	名勝	8	9
天然記念物（特別天然記念物2含む）	21	天然記念物	77	98
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	1			1
重要文化的景観（選定）	1			1
合 計	151	合 計	700	851

イ 指定（選定・登録）

国指定史跡として横尾貝塚（大分市）が新規に指定され、また、大友氏遺跡（大分市）及び岡城跡（竹田市）の追加指定がなされた。

ウ 保存修理及び環境整備

国指定史跡角牟礼城跡（玖珠町）、岡城跡（竹田市）、同 ガランドヤ古墳（日田市）、同 咸宜園跡（日田市）、同 宇佐神宮境内（宇佐市）及び国選定重要伝統的建造物群保存地区日田市豆田町の保存修理、環境整備等を実施した。

エ 土地の公有化

大分市による大友氏遺跡及び竹田市による岡城跡の土地公有化を支援した。